

第 1 部

日本と諸外国の障害者雇用施策の比較検討

第 1 章

本調査研究の背景、目的、方法

第1章 本調査研究の背景、目的、方法

第1節 背景

日本の障害者雇用施策は、20世紀から今世紀にかけて大きく発展してきた。障害者の雇用の促進等に関する法律の対象となる障害者について、量的には、身体障害から始まって知的障害、精神障害を含む心身の機能の障害へと対象範囲が拡大し、雇用される障害者の数は増加している。質的には、福祉的な就労から一般雇用への移行支援の充実や障害者雇用率制度に加えて差別禁止や合理的配慮義務の法制化、雇用の質についての事業主の責務の明確化などの進展が見られた。

これに伴い、従来は一般就労が困難とされてきた障害者の就労可能性が拡大してきた。その背景には、障害者雇用率制度や障害者差別禁止等による事業主の取組の促進、職業訓練等だけでなく、障害者が活躍できる仕事へのマッチングや職場での雇用管理等への専門支援の発展、さらに、福祉分野や教育分野の機関と雇用分野の機関の連携による一般就労への移行支援や生活支援、医療分野と雇用分野の連携による精神障害者の支援等、多様な制度・サービスの発展もあった。

障害者職業総合センターの最近の調査研究¹によると、このような障害者雇用施策の発展は諸外国でも共通している。歴史的経緯や理念、雇用慣行や福祉施策等の状況には違いもあるが、それぞれの国において、様々な観点が踏まえられるとともに取組が総合化されることにより、障害者の一般就労の可能性が広がってきている。働くことを通じて活躍できるよう、就職前から就職後の課題への本人と企業・職場の双方への継続的、総合的な支援となるよう多様な制度・サービスを発展させている。このような動向は、障害者権利条約における基本的な理念とも整合的である。

そのような中で、2023年（令和5年）1月18日第123回労働政策審議会障害者雇用分科会における、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」の諮問に対する答申において、2022年6月17日に取りまとめた「今後の障害者雇用施策の充実強化について」等を踏まえ、障害者雇用率制度等について、「次期の障害者雇用率の設定や今後の制度改正に向けて、早期に検討を開始すべきである。」との意見が付されている。日本の今後の障害者雇用施策のあり方の検討を進める上で、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスといった代表的な諸外国（以下、本報告書において、この4か国を「諸外国」という。）における取組状況を確認し、日本の強みを明確にするとともに、諸外国にも共通する制度等の情報を把握することが必要である。

¹ 障害者職業総合センター 調査研究報告書 No.169 (2023) 「諸外国の職業リハビリテーション制度・サービスの動向に関する調査研究」

第2節 目的

本研究では、障害者雇用施策の総合性と普遍性を前提とした国際的比較により、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの4か国の就労支援の対象となる障害者、障害者が活躍できる包摂的な働く場の確保、多様で個別的な支援ニーズに対応できる専門支援制度・サービスなどの具体的な施策とその成果等を明らかにするとともに、日本とこれらの諸外国を比較することにより日本の障害者雇用施策の特徴や成果・強みを整理することを目的とした。

第3節 方法

各国の障害者雇用施策に精通しているなど関係領域の有識者による研究委員会を設置・運営し、障害者の雇用施策の総合性を踏まえた比較共通枠組みを設定した上で、体系的に情報を整理し、相互比較を行うなどにより、諸外国の取組等を明らかにした。

1 研究委員会の設置と運営

諸外国における障害者雇用施策の現状と課題を把握・整理するため、関係領域の有識者による研究委員会を設置した。

具体的な検討事項としては、障害者職業総合センターにてこれまでに収集した諸外国に関する情報、諸外国の障害者雇用施策の担当機関が公表した資料や、ILO や EU 等の統計や報告書等を中心とした情報収集、研究委員会の委員からの情報について、日本と諸外国の相互比較が可能となるよう、以下の事項について整理した。

表 1-1-1 諸外国における障害者雇用施策の現状と課題に関する研究委員会委員一覧
(担当国別、敬称略)

| | 氏名 | 担当 | 所属・役職 (2024年6月3日時点) |
|----|--------|---|---|
| 座長 | 倉知 延章 | 日本の障害者雇用施策 | 九州産業大学人間科学部 名誉教授 (一社)福岡IPS普及協会 理事長 |
| | 清野 絵 | アメリカの障害者雇用施策 | 国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 障害福祉研究部 心理実験研究室長 (日本職業リハビリテーション学会国際 委員会委員) |
| | 浜島 恭子 | イギリスの障害者雇用施策 | 明治学院大学社会学部 非常勤講師 |
| | 石崎 由希子 | ドイツの障害者雇用施策 | 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授 |
| | 佐々木 達也 | ドイツの障害者雇用施策 | 名古屋学院大学法学部 准教授 |
| | 永野 仁美 | フランスの障害者雇用施策 | 上智大学法学部 教授 |
| | 小澤 真 | フランスの障害者雇用施策 | 大阪公立大学国際基幹教育機構 講師 |
| | 春名 由一郎 | 世界の職業リハビリテーション全般 アメリカ・イギリスの障害者 雇用施策 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援 機構 障害者職業総合センター副統括研究員 |

表 1-1-2 研究委員会の開催状況

| 回 | 開催年月日 | 議題 |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 2024年6月3日 | 1. 研究委員会の目的と課題 2. 研究委員会の進め方 |
| 2 | 2024年7月29日 | 1. 日本と諸外国（4か国）の障害者雇用施策の現状確認 2. 今後の情報収集の課題について |
| 3 | 2024年10月15日 25日（※） | 1. 諸外国と日本の障害者雇用施策の比較結果の概要 2. 諸外国からみた日本の優れた点と今後の課題への参考となること 3. 最終報告に向けた追加情報収集・分析の課題 |
| 4 | 2025年1月31日 | 1. 中間報告書（案）について 2. 日本の障害者雇用施策の充実強化への示唆について |
| 5 | 2025年6月9日 | 1. 調査研究報告書執筆の方向性について 2. 意見交換 |

（※）15日に欠席であった委員（2名）により、別途、臨時的に開催。

（1）障害者の就労状況

- ・雇用施策の対象となる障害者の定義、認定や把握の方法
- ・一般就労、社会的雇用²、福祉的就労³の定義と就労状況（業種・職種）
- ・障害種類等に応じた詳細な就労状況
- ・障害者の社会保障と就労支援の関係など、障害者雇用施策に関係し得る領域の動向等

（2）障害者雇用施策の動向

- ・企業の障害者雇用の質の向上とその評価指標等
- ・多様性・包摂、産業構造の転換、持続的経営等との関係
- ・障害者雇用率制度や積極的差別是正措置など、基本的な障害者雇用施策及び数値目標等
- ・公的な経済的補償の制度等

（3）障害者就労支援の動向

- ・障害者の職業紹介や雇用安定、事業主支援等の専門サービスの動向
- ・就労支援の専門知識の集積と人材育成
- ・雇用と福祉の連携や社会保障施策との関係
- ・医療、福祉、教育等の関係分野との連携等

2 障害者雇用施策の総合性を踏まえた比較共通枠組みの設定

日本と諸外国の障害者雇用施策の比較を行うため、日本と諸外国の様々な観点や取組を総合した比較共通枠組みを、研究委員会において検討した。

² 社会的雇用とは、一般就労が困難な障害者に対して、最低賃金以上の雇用機会を、公的助成による賃金補填を伴って提供する仕組みを指す。

³ 福祉的就労とは、一般就労が困難な障害者に対して、働く機会と必要な支援を提供する仕組みを指す。

(1) 諸外国制度の情報収集

障害者職業総合センターでは、日本の近年の職業リハビリテーションでの議論の課題に即して、探索的に諸外国の情報を収集し、取りまとめてきた。具体的には、援助付き就業⁴と職業アセスメント再構築の課題、雇用率制度と差別禁止法制の統合、障害種類別の効果的な職業リハビリテーション、福祉的就労と一般就労の谷間の解消、職業リハビリテーションの多分野連携、障害者と事業主の統合的支援、職業能力の開発及び向上と職業リハビリテーション、障害者雇用事業主への経済的支援と税制、職業リハビリテーションの人材育成と資格認定、第4次産業革命と職業リハビリテーション等に関して、関係領域の有識者と諸外国の状況に関する情報交換を進めた。収集した諸外国の取組等を、「障害」、「仕事」、「支援」のそれぞれについて捉え方の違いと発展に着目して整理した。

本調査研究においては、この先行調査研究⁵の結果を踏まえ、収集した情報を再分析するとともに、情報の更新や、追加情報の収集を進めることとした。

(2) 比較共通枠組みの仮説設定のための理論整理

比較共通枠組みを作成する前提として、日本や諸外国の「障害」、「仕事」、「支援」の捉え方や職業リハビリテーション制度やサービスの動向に関して収集した情報を踏まえ、論理的な整理を行った。現在、多くの国では障害認定や就労準備支援、障害者雇用や福祉的就労等の働く場づくり、障害者や企業への専門的・経済的支援等を総合化した結果、「障害」、「仕事」、「支援」についての厳密な区分けは困難な場合があることに留意する必要がある。また、障害者の雇用・就労の支援可能性の拡大により、制度の目的や意義についての解釈が変化する中で、この変化が急速なため関係者間で新旧の解釈が混在している可能性にも留意した。

ア 「障害」の捉え方の発展と総合化

障害については、代表的には障害者個人の問題とする医学モデルと、社会の問題とする社会モデルとの捉え方があるが、一方で、例えば2001年の世界保健機関の国際生活機能分類（ICF）のように健康状態に関連した個人と社会の相互作用といった考え方もある。さらに、アメリカにおいて1990年に制定された障害のあるアメリカ人法（Americans with Disabilities Act, ADA）では障害者を「支援によって能力を発揮できる存在」として捉える法的枠組みが提供されていたり、イギリスにおいて1995年に制定された障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act, DDA）では雇用や教育の場での合理的配慮が義務化されている。このような動向は、諸外国において合理的配慮や支援の発展により障害者の能力の捉え方が見直されたこと、そして、障害者が人間としての尊厳を持って生きるための権利を保障することを目的とし、合理的配慮や支援を、その権利を実現するための手段と位置づける「人権モデル」⁶が重視されていることを示唆している。

⁴ 企業等において障害者個々のニーズに合わせた支援を継続的に提供し、就職活動から就労後の定着までサポートする雇用の方法を指す。

⁵ 障害者職業総合センター 調査研究報告書 No.169 (2023)「諸外国の職業リハビリテーション制度・サービスの動向に関する調査研究」

⁶ Degener, T. (2014). A human rights model of disability. https://www.researchgate.net/publication/283713863_A_human_rights_model_of_disability <2025年6月9日最終閲覧>

イ 「仕事」の捉え方の発展と総合化

障害者が従事する仕事については、一般企業等で障害者に配慮した職務内容を調整する等して雇用を確保するアプローチと、福祉的サービスとして就労の場を確保するアプローチが代表的であるが、どのような障害者であれば雇用が可能であるのか、どのような障害者が福祉の対象であるのかについては、国際的にも国内でも議論が続いている。障害者への合理的配慮や不当な差別的取扱いの禁止が法的義務とされている中で、障害者雇用の量の確保と質の向上、ジョブコーチ支援や地域の継続的な支援体制等により、従来、福祉の対象となってきた特に重点的に支援が必要な障害者についても、一般就労の可能性が拡大してきている。さらに、障害者権利条約において、すべての障害者の労働の権利が明確になり、障害種類・程度にかかわらず、誰もが働きやすい多様かつ包摂的な就業のあり方が重視されるようになってきている。

ウ 「支援」の捉え方の発展と総合化

障害者の就労支援については、障害者の専門支援を充実させるアプローチと、全員参加型の社会を目指す「インクルージョン」アプローチが代表的である。障害が多様化する中で、事業主支援も課題となり、支援においては医療、福祉、教育等多様な知識・スキル等が求められる中、各国では関係分野それぞれの連携により職業生活を支えるケースマネジメントが重視されている⁷。また、企業においては、障害者が働き続けるために必要な援助を職場の上司や同僚が行うナチュラルサポートが必要とされているなど、就職前から就職後の一貫した支援が重視されるようになっており、障害者権利条約でも、総合リハビリテーションの推進が謳われている⁸。

このような中で、個別の職業相談や職業紹介の充実だけでなく、職業生活上の医療面、生活面・経済面、教育面等の個別的で多様な支援ニーズも踏まえつつ、職場や地域の取組を促進し、支える専門支援のあり方が重視されるようになってきている。

(3) 有識者による諸外国の障害者雇用施策の検討

本節2(1)、(2)を踏まえ、比較共通枠組みを暫定的に整理し、その妥当性について各国の情報をさらに整理することで検証した。具体的には、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスと日本の現状、課題、動向に関し、有識者による研究委員会において、諸外国の情報を網羅的に整理することができるか、また、他国とも比較できる枠組みとなっているかを検討した。その結果については、本章第4節で述べることとする。

3 諸外国の取組等の情報収集

比較共通枠組みに沿って、総合的に整理された諸外国と日本の情報を踏まえ、研究委員会において、日本の基本的成果を確認するとともに、日本の施策と比較できる諸外国の取組について情報交換し、議論を整理した。

⁷ 障害者職業総合センター 調査研究報告書 No.169 (2023)「諸外国の職業リハビリテーション制度・サービスの動向に関する調査研究」

⁸ きょうされん (2014). 障害者の権利に関する条約. <https://www.kyosaren.or.jp/wp-content/uploads/2018/11/217230eb29df74836e55daeea4c2da1a.pdf> <2025年6月10日最終閲覧>

第4節 日本と諸外国の障害者雇用施策の比較のための共通枠組み

障害者雇用施策の総合性と普遍性を前提として、日本と諸外国の視点を総合した比較共通枠組みを暫定的に設定し、各国の状況に詳しい有識者等による研究委員会にて比較を行い、整理した。

1 比較共通枠組みにおける各国の状況に詳しい有識者による検討結果

比較共通枠組みにより、日本や諸外国の関連情報が網羅的に分類できることが確認できた。さらに、他国の取組と日本の取組の内容や特徴を確認できる可能性も示唆された。例えば、日本では既に国民生活基礎調査や、生活のしづらさなどに関する調査により、アメリカの調査で使用されている障害者に係る設問が取り入れられていること、アメリカ等で行われる雇用の質の評価の指標とは異なるものの、日本の雇用の質の評価として「もにす認定」制度があること、アメリカの雇用目標達成で重視されている自己申告促進と類似した内容がプライバシーガイドラインとして示されていること等である。

また、特定の障害種類・程度と特定の仕事や支援との結びつきが強く、「障害」、「仕事」、「支援」に構造的に分離させにくい状況であり、逆に「仕事」や「支援」により障害状況が変化する状況等についても、的確に分類・整理できるように、比較共通枠組みを改定する必要性も確認できた。

2 比較共通枠組み

検討を踏まえ比較共通枠組みを改定し、以下の3領域 12 テーマの比較共通枠組みの試案を作成した。なお、各テーマを詳細に比較するためのサブテーマも暫定的に策定した。その上で、日本の強みや課題を明確にするとともに、諸外国における多様な制度・サービスの発展の成果や課題を明確にしていく中で、さらにこの比較共通枠組みの見直しも進めた。

(1) 雇用支援の対象となる軽度から重度までの障害者

諸外国の「障害者」の捉え方を明らかにした上で、生産年齢人口における障害者率、障害者雇用率、それらの障害者の就労可能性について諸外国での障害の捉え方を踏まえて検討する。

- ・ 障害種類・程度別の生産年齢人口
- ・ 障害者雇用支援の対象となる障害者の範囲
- ・ 重点的な雇用支援を必要とする障害者の範囲
- ・ 障害者の就労可能性と配慮・支援の相互作用の認識

(2) 多様な障害者が活躍できる包摂的な働く場の確保

諸外国における就労困難性の高い方や合理的配慮ニーズを踏まえて、支援対象者の把握から重度の障害者への支援ニーズについてカバーする。

- ・ 多様な働き方での障害者の就労状況
- ・ 障害者雇用率制度等の数値目標と雇用促進策
- ・ 障害者雇用の質の向上とその評価指標等
- ・ 障害者の雇用促進と福祉制度との連携（福祉的就労から一般就労の移行等）

(3) 多様で個別的な支援ニーズに対応できる専門支援制度・サービス

障害者や事業主を支える社会的支援の専門性の確保、地域支援体制の整備や専門支援人材の育成をカバーする。

- ・ 障害者と事業主に対する支援制度・サービス
- ・ 専門知識の蓄積を踏まえた障害者と事業主への支援
- ・ 医療、福祉、教育、就労等の総合的支援の実現方法
- ・ 職業リハビリテーションの人材育成と体制整備

第5節 本調査研究報告書の構成

今回、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスと日本の障害者雇用施策を網羅的に比較検討した結果、日本と諸外国に共通した大きな動向が確認でき、それを踏まえ、日本や諸外国の特徴を明確にすることができた。ただし、日本や諸外国の取組を、それぞれの歴史的経緯や文化的背景を踏まえた総合的なものとして理解した上で、日本との共通性や相違点をより明確にすることも重要である。

したがって、本調査研究報告書は、2部構成とし、第1部では日本と諸外国の取組についてテーマに沿って総合的に確認した。その上で、第2部では国別の取組について整理した。

1 日本と諸外国の障害者雇用施策の比較（第1部）

第1部では、日本と諸外国の障害者雇用施策を、障害者職業総合センターにて比較共通枠組みに沿って比較・整理した。各章の目的は以下のとおりである。

- ・第2章 基礎的状況の比較：日本と諸外国の障害者雇用施策について、各国における障害、仕事、支援の状況について、定義や用語等が異なる状況を踏まえつつ、比較共通枠組みを用いることにより、可能な範囲で相互比較を行い、諸外国と比較した日本の特徴を明らかにすることや各国の特徴を把握することを目的とした。
- ・第3章 雇用支援の対象となる軽度から重度（重点的な雇用支援が必要となる程度）までの障害者：就職・就業場面での障害について、単純に個人の機能障害、個別の仕事内容や合理的配慮の確保状況を踏まえるだけでなく、軽度障害者で雇用支援ニーズのある者や重度の障害者の雇用支援のあり方、障害者の認定・把握、重度判定の方法等についての諸外国の取組を明らかにすることを目的とした。
- ・第4章 障害者が活躍できる包摂的な働く場の確保：軽度から重度（重点的な雇用支援が必要となる程度）の障害者にとっての「包摂的な働く場」の確保に関する諸外国の対応状況について、詳細に検討することを目的とした。
- ・第5章 多様で個別的な支援ニーズに対応できる専門支援制度・サービス：諸外国における、近年の障害者雇用支援や職業リハビリテーションの基本的枠組みの変化を反映した、障害者や事業主に対する専門支援制度・サービスのあり方について、諸外国での取組や課題を明らかにすることを目的とした。
- ・第6章 総合考察：第2章～第5章で実施した日本と諸外国の障害者雇用施策の比較結果に基づき、日本の障害雇用施策の特徴と強み、その他特徴的な諸外国の取組を、研究委員会の議論も踏まえて考察した。

2 各国の障害者雇用施策の概要（第2部）

第2部では各国の取組を全体的に歴史的経緯も含め、日本の障害者雇用促進制度との比較する際の各国における障害者雇用促進制度の背景等についてもより詳しく理解できるよう、研究委員会の委員にレポートを執筆いただいた。

3 用語一覧

本報告書の読解の一助となるよう、本文中で複数回登場する各国における主要な制度や機関等の名称について、原語（フルスペル）、本報告書における略称及び日本語訳の一覧を以下の表1-1-3（アメリカ）、表1-1-4（イギリス）、表1-1-5（ドイツ）、表1-1-6（フランス）にまとめた。

表1-1-3 アメリカの用語一覧（1）

| 原語 | 略称 | 日本語訳 |
|--|-------|---------------------|
| American Community Survey | ACS | アメリカ地域社会調査 |
| American Job Centers | AJC | アメリカンジョブセンター |
| Americans with Disabilities Act | ADA | 障害のあるアメリカ人法 |
| Americans with Disabilities Act Amendments Act | ADAAA | 2008年障害のあるアメリカ人法改正法 |
| Association of Community Rehabilitation Educators | ACRE | 地域リハビリテーション教育者協会 |
| Bureau of Labor Statistics | BLS | 労働統計局 |
| Center for Independent Living | CIL | 自立生活センター |
| Centralized Accommodation Fund | CAF | 個別調整・配慮の一元管理組合 |
| Certified Employment Support Professional | CESP | 認定就労支援専門職 |
| Certified Rehabilitation Counselor | CRC | 公認リハビリテーションカウンセラー |
| Client Assistance Program | CAP | 異議申立 |
| Community Rehabilitation Program | CRP | 地域リハビリテーションプログラム |
| Competitive Integrated Employment | CIE | 競争的統合就業 |
| Council of State Administrators of Vocational Rehabilitation | CSAVR | 職業リハビリテーション州運営者会議 |
| Current Population Survey | CPS | 現行人口調査 |
| Customized Employment | CE | カスタマイズ就業 |
| Disability Equality Index | DEI | 障害平等指数 |
| Diversity, Equity, Inclusion, and Accessibility | DEIA | 多様性・公平性・包摂・アクセシビリティ |
| Employee Resource Group | ERG | 従業員リソース・グループ |
| Employer Assistance & Resource Network on Disability Inclusion | EARN | 障害者事業主支援・資源ネットワーク |
| Employment First | - | 就業第一主義 |
| Equal Employment Opportunity Commission | EEOC | 雇用機会均等委員会 |
| Evidence-Based Policymaking | EBPM | エビデンスに基づく施策評価 |
| Fair Labor Standards Act | FLSA | 公正労働基準法 |
| Individual Placement and Support | IPS | 個別就労支援 |
| Individualized Education Program | IEP | 個別教育支援計画 |
| Individualized Plan for Employment | IPE | 個別就労計画 |
| Individuals with Disabilities Education Act | IDEA | 個別障害者教育法 |
| Job Accommodation Network | JAN | ジョブ・アコモデーション・ネットワーク |
| memorandum of understanding | MOU | 拘束力のない協定、覚書 |
| Most Significant Disability | MSD | 最重度障害 |
| National Employment Team | NET | 全米雇用チーム |
| Office of Disability Employment Policy | ODEP | 連邦労働省障害者雇用政策局 |
| Office of Federal Contract Compliance Programs | OFCCP | 契約遵守プログラム局 |

表 1-1-3 アメリカの用語一覧(2)

| 原語 | 略称 | 日本語訳 |
|---|---------|-------------------|
| Order of Selection | OOS | 優先順位制度 |
| Partnership on Employment & Accessible Technology | PEAT | 雇用と支援機器のパートナーシップ |
| Pre-Employment Transition Services | Pre-ETS | 就労準備支援 |
| Rehabilitation Services Administration | RSA | リハビリテーション・サービス局 |
| Significant Disability | SD | 重度障害 |
| Social Security Disability Insurance | SSDI | 社会保障障害保険 |
| State Disability Insurance | SDI | 州の短期障害保険制度 |
| State Vocational Rehabilitation Agencies | (州)VR | 州職業リハビリテーション局 |
| Supported Employment | SE | 援助付き就業 |
| Ticket to Work | TTW | 障害者の就労支援プログラム |
| Trial Work Period | TWP | 試行就労期間 |
| Workforce Innovation and Opportunity Act | WIOA | 労働力投資・機会法 |
| Workforce Integrated Performance System | WIPS | 統合型労働力パフォーマンスシステム |
| Workforce Recruitment Program | WRP | 就労支援・採用促進プログラム |

表 1-1-4 イギリスの用語一覧(1)

| 原語 | 略称 | 日本語訳 |
|---|-----------|----------------------------|
| Access to Work | AtW | Access to Work |
| Advisory Conciliation and Arbitration Service | ACAS/Acas | 雇用助言、調停、仲裁機構 |
| British Association of Supported Employment | BASE | 援助付き就業を推進する全国組織 |
| Department for Education | DfE | 教育省 |
| Department for Work and Pensions | DWP | 労働年金省 |
| Department of Health and Social Care | DHSC | 保健社会福祉省 |
| Disability Confident Disability Confident Scheme | — | 障害コンフィデント 障害コンフィデント認定 |
| Disability Discrimination Act | DDA | 1995年障害者差別禁止法 |
| Disability Employment Adviser | DEA | 障害者雇用アドバイザー |
| Employment and Support Allowance | ESA | 雇用・生活支援手当 |
| Equality Act 2010 | EA | 2010年平等法 |
| Equality Act Disability Definition | EADD | 平等法の障害定義 |
| European Social Fund | ESF | 欧州社会基金 |
| General Practitioner | GP | 一般医療 |
| Individual Placement and Support | IPS | 個別配置および支援プログラム |
| Individual Placement and Support in Primary Care | IPSPC | プライマリケア(一次医療)における個別配置および支援 |
| Jobcentre Plus | JCP | ジョブセンター・プラス |
| Limited Capability for Work | LCW | 就労能力制限 |
| Limited Capability for Work and Work related Activity | LCWRA | 就労関連活動能力制限 |
| Labour Force Survey | LFS | 労働力調査 |
| National Health Service | NHS | 国民保健サービス |
| Office for National Statistics | ONS | 英国統計局 |
| Personal Independence Payment | PIP | 個人自立給付 |
| Public Sector Equality Duty | PSED | 公共部門平等義務 |

表 1-1-4 イギリスの用語一覧 (2)

| 原語 | 略称 | 日本語訳 |
|--|------|-------------------|
| Reasonable Adjustments | - | 合理的な調整措置 |
| Supported Employment Quality Framework | SEQF | 支援付き雇用の質的枠組み |
| Universal Credit | UC | ユニバーサル・クレジット |
| Washington Group Short Set | WGSS | ワシントングループ短縮版質問セット |
| Work and Health Programme | WHP | 仕事と健康プログラム |
| Work Capability Assessment | WCA | 労働能力評価 |
| Work-related activity group | WRAG | 就労関連活動グループ |

表 1-1-5 ドイツの用語一覧

| 原語 | 略称 | 日本語訳 |
|--|---------|---|
| Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz | AGG | 一般平等取扱法 |
| Agentur für Arbeit | - | 雇用エージェンシー |
| Arbeitsleistung | - | 労務給付 |
| Berufsbegleitung | - | 職業伴走支援 |
| Berufsbildungsgesetz | BBiG | 職業訓練法 |
| Beschäftigungssicherungszuschuss | BSZ | 雇用保護補助金 |
| Betriebliches Eingliederungsmanagement | BEM | 事業所内統合マネジメント |
| Bundesagentur für Arbeit | BA | 連邦雇用エージェンシー |
| Bundesarbeitsgemeinschaft der Integrationsämter und Hauptfürsorgestellen | BIH | 中央公的扶助局連合会 |
| Bundesarbeitsgemeinschaft für Rehabilitation | BAR | 連邦リハビリテーション連合会 |
| Einrichtungen der medizinisch-beruflichen Rehabilitation | - | 医学的・職業的リハビリテーション施設 |
| Ergänzende unabhängige Teilhabeberatung | EUTB | 補完的相談サービス |
| Global activity limitation indicator | GALI | 国際活動制限指標 |
| Grad der Behinderung | GdB | 障害度 |
| Grad der Schädigungsfolgen | GdS | 損傷度 |
| individuellen betrieblichen Qualifizierung | InbeQ | 企業内訓練 |
| Inklusionsbetriebe | - | 包摂事業所 |
| Integrationsamt | - | 統合局／包摂局 |
| Integrationsfachdienst | IFD | 統合専門サービス |
| personelle Unterstützung | PU | 従業員支援 |
| PERSONALKOMPASS INKLUSION Ein Leitfaden zur Beschäftigung von Menschen mit Behinderungen | - | 人事包摂ガイド |
| Rehabilitations-Datenbank | REHADAT | REHADAT |
| Schwerbehinderte | - | 障害度が50以上の者、障害度が50以上の困難度の高い障害者重度障害者等(第1部)／重度障害者(第2部) |
| Schwerbehinderte-Arbeitsvermittlung | SB-AV | 重度障害者職業紹介チーム |
| Sozialgesetzbuch | SGB | 社会法典 |
| Schwerbehinderte Menschen in Beschäftigung | - | 雇用されている重度障害者 |
| Versorgungsamt | - | 援護局 |
| von Behinderung bedrohte Menschen | - | 障害のおそれのある者 |
| Werkstatt für Menschen mit Behinderungen | - | 障害者のための作業所 |

表 1-1-6 フランスの用語一覧 (1)

| 原語 | 略称 | 日本語訳 |
|--|---------|--------------------------|
| Allocation aux adultes handicapés | AAH | 成人障害者手当 |
| Allocation d'éducation de l'enfant handicap | AEEH | 障害児養育手当 |
| allocation personnalisée d'autonomie | APA | 個別自立手当 |
| Association de gestion du Fonds pour l'insertion professionnelle des personnes handicapées | Agefiph | 障害者職業参入基金管理運営機関 |
| Association intermédiaires | AI | 仲介アソシエーション |
| Atelier et chantiers d'insertion | ACI | 参入支援作業所・現場 |
| Caisse d'Allocations Familiales | CAF | 家族手当金庫 |
| Caisse Nationale de l'Assurance Maladie | CNAM | 全国疾病保険金庫 |
| Caisse Nationale de Solidarité pour l'Autonomie | CNSA | 全国自立連帯金庫 |
| Caisse Nationale des Allocations Familiales | CNAF | 全国家族手当金庫 |
| Cap emploi | - | キャップ・アンプロワ |
| centre de pré-orientation | CPO | 職業指導準備センター |
| centre de réadaptation professionnelle, centre de r éducation professionnelle | CRP | 職業リハビリテーションセンター |
| Comète France | - | コメット・フランス |
| Commission des droits et de l'autonomie des personnes handicapées | CDAPH | 障害者権利自立委員会 |
| Commission technique d'orientation et de classement professionnel | COTOREP | 職業指導・職業再配置専門委員会 |
| Complément de ressources | CPR | 所得補足手当 |
| Conseil national consultatif des personnes handicap ées | CNCPH | 全国障害者諮問評議会 |
| Conservatoire national des arts et métiers | CNAM | 国立工芸院 |
| Contrat à Durée Déterminée | CDD | 有期雇用契約 |
| Contrat à Durée Indéterminée | CDI | 無期雇用契約 |
| Direction de la sécurité sociale | DSS | 社会保障局 |
| emploi accompagné | - | 援助付き就業 |
| Entreprise d'insertion | EI | 参入支援企業 |
| Entreprise de travail temporaire | ETTI | 参入支援派遣企業 |
| Etablissement et Service d'accompagnement par le travail | ESAT | 就労支援・サービス機関 |
| établissements et services de réadaptation professionnelle | ESRP | 職業リハビリテーション機関・サービス |
| établissements services de préorientation | ESPO | 職業指導準備機関・サービス |
| Fonds pour l'Insertion des Personnes Handicapées dans la Fonction Publique | FIPHPF | 公的部門障害者職業参入基金 |
| France travail 旧 Pôle Emploi | - | フランス・トラヴァイク 旧ポールアンプロワ |

表 1 - 1 - 6 フランスの用語一覧 (2)

| 原語 | 略称 | 日本語訳 |
|--|--------|---------------------|
| Global activity limitation indicator | GALI | 国際活動制限指標 |
| Insertion par l'activité économique | IAE | 経済活動を通じた参入支援 |
| Inspection Générale des Affaires Sociales | IGAS | 社会問題監察総局 |
| Le Défenseur des droits | DDD | 権利擁護機関 |
| Maisons départementales des personnes handicapées | MDPH | 県障害者センター |
| Majoration pour la vie autonome | MVA | 自立生活加算 |
| Mission locale | - | ミッション・ローカル |
| Obligation d'Emploi des Travailleurs Handicapés | OETH | 障害者雇用義務制度 |
| orientation | - | 職業指導 |
| Période de Mise en Situation en Milieu Professionnel | PMSMP | 職業実地期間 |
| plan personnalisé de compensation | PPC | 個別補償計画 |
| Prestation de compensation du handicap | PCH | 障害補償給付 |
| Qualité de vie au travail | QVT | 職業生活の質 |
| Qualité de vie et des conditions de travail | QVCT | 労働の条件及び生活の質 |
| Reconnaissance de la lourdeur du handicap | RLH | 重度障害認定 |
| Reconnaissance de la qualité de travailleur handicapé | RQTH | 障害労働者認定 |
| Réduction substantielle et durable de l'accès à l'emploi | RSDAE | 就労困難性 |
| Référentiel d'Identification des Personnes | RIP | 職業参入専門員 |
| Revenu de solidarité active | RSA | 活動的連帯所得手当 |
| Salaire Minimum Interprofessionnel de Croissance | SMIC | 最低賃金制度 |
| Service d'Accompagnement à la Vie Sociale | SAVS | 社会生活支援サービス |
| Service d'Appui au Maintien dans l'Emploi des Travailleurs Handicapés | SAMETH | 障害者雇用維持支援サービス機関 |
| Service d'Accompagnement Médico-Social pour Adultes Handicapés | SAMSAH | 成人障害者医療社会福祉支援サービス |
| service de prévention et de santé au travail | SPST | 労働保健予防サービス |
| Unions de Recouvrement des Cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales | URSSAF | 社会保障および家族手当の拠出金徴収組合 |
| Unité d'évaluation de réentraînement et d'orientation sociale et professionnelle | UEROS | 評価・再訓練・社会職業指導ユニット |